（航空法の特例）

第十二条　地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第六項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第百三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

2　地方管理空港運営権者が第二条第六項第二号に掲げる事業を含む地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第五十四条中「航空保安施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第百四十八条の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者の役員又は職員」とする。

（空港法の特例）

第十三条　地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第十二条第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、地方管理空港運営権者」とする。

第四章　雑則

（協議）

第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　基本方針を定め、又は変更しようとするとき。

二　実施方針を定めようとするとき。

三　民間資金法第十条の六第一項の規定により国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするとき。

四　民間資金法第十条の七の規定により国管理空港特定運営事業に係る同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴収しようとするとき。

2　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

一　民間資金法第七条第一項の規定により国管理空港特定運営事業を実施する民間事業者を選定しようとするとき。

二　国管理空港特定運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可をしようとするとき。

（国土交通大臣への通知）

第十五条　地方公共団体は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

一　民間資金法第七条第一項の規定により地方管理空港特定運営事業を実施する民間事業者を選定したとき。

二　地方管理空港特定運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可をしたとき。

三　民間資金法第十条の十六第一項の規定により地方管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたとき。

四　公共施設等運営権の存続期間の満了に伴い、又は民間資金法第十条の十六第四項の規定により、地方管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権が消滅したとき。

（国土交通省令への委任）

第十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五章　罰則

第十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項において準用する航空法第四十七条第二項の規定又は第七条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二　第七条第二項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港保安管理規程（第七条第二項において準用する同法第四十七条の二第二項第三号に係る部分に限る。）によらないで、空港（第七条第二項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であって、国土交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。

三　第七条第二項において準用する航空法第四十七条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

四　第七条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　第七条第五項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

六　第八条第二項において準用する空港法第十二条第四項の規定による命令に違反したとき。

七　第八条第二項において準用する空港法第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした着陸料等によらないで、着陸料等を収受したとき。

八　第八条第二項において準用する空港法第十三条第二項の規定による命令に違反して、着陸料等を収受したとき。

九　第八条第二項において準用する空港法第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十　第八条第二項において準用する空港法第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第三項において準用する航空法第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

二　第七条第三項において準用する航空法第五十四条第二項の規定による命令に違反して、空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

三　第八条第二項において準用する空港法第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十九条　国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その国管理空港運営権者に対して各本条の刑を科する。